

忠岡町 土木課

指定排水設備工事業者の新規登録について

1. 指定の要件

- ・ 大阪府内に営業所があること。
- ・ 工事の施工に必要な設備および器材を有していること。
- ・ 大阪府下水道協会が実施する責任技術者認定試験に合格し、責任技術者証を発行された者（責任技術者）が1名以上専属していること。
- ・ その他忠岡町指定排水設備工事業者に関する規則第2条に該当する者。

2. 申請受付期間

受付期間	指定登録日
1月5日～ 1月20日	2月1日
3月1日～ 3月20日	4月1日
5月1日～ 5月20日	6月1日
7月1日～ 7月20日	8月1日
9月1日～ 9月20日	10月1日
11月1日～ 11月20日	12月1日

※受付期間が土・日・祝日の場合は、その翌営業日となります。

3. 申請書類

(ア) 忠岡町指定様式

- (1) 下水道指定排水設備工事業者申請書（様式第1号）

(イ) 添付書類【指定工事店】

- (1) 個人の場合は、住民票の写し（市町村発行）及び誓約書

法人の場合は、履歴全部事項証明書又は現在全部事項証明書（法務局発行）、定款（原本証明をしたもの）及び役員の誓約書

- (2) 営業所の平面図、写真及び付近見取図

- (3) 責任技術者及び従業員の名簿

- (4) 工事経歴書（直近2年間の主要な取引及び業務実績等）

- (5) 所有する機械器具の調書（写真を添付してください）

- (6) 印鑑登録証明書（個人は、市町村発行／法人は、法務局発行）

- (7) 納税証明書（個人は、個人市町村・府民税／法人は、法人市町村・府民税）

(8) 委任状 ※対象者のみ

※代表取締役以外の方が申請者（代表者）となる場合は、申請を委任する委任状が必要

(9) 申請確認リスト（確認欄に✓してください）

【ご注意ください】

A) 官公庁発行の証明書類については、発行後3ヶ月以内のものとし、定款以外コピー不可です。

B) 代表取締役以外の方が申請者（代表者）となる場合は、申請を委任する委任状が必要になります。

(ウ) 添付書類【責任技術者】

(1) 都市技術センター発行の責任技術者証の写し（表面・裏面）

4. その他必要なもの

- ・保証金：100,000円
- ・指定工事店登録手数料：5,000円

5. 請書等の入手方法

『指定工事店及び責任技術者の新規・更新について』からダウンロードしていただけます。

6. 申請の方法

下水道指定排水設備工事業者申請書（様式第1号）に必要事項を記入、押印のうえ、添付書類を用意して、忠岡町役場4階土木課までお越しください。（保証金等は指定証等の交付時に用意してください。）